日薬業発第２２９号
平成２２年１２月３日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会
会長　児玉　孝

保険調剤におけるポイントカードに関する政府答弁書について（見解）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険調剤におけるポイントカードに関する本会としての考え方につきましては、平成 22 年 11 月 10 日付け日薬業発第 208 号にてお知らせしたところですが、その後、同 19 日に藤井基之参議院議員より、保険調剤における「ポイントサービス」の提供に関する質問主意書（第 176 回臨時国会、質問第 115 号）が提出され、同 30 日付けでこれに対する政府答弁書が示されました。

これを受けて、別添のとおり、政府答弁書に関する本会としての見解を取りまとめました。取り急ぎお送りいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

＜別添＞

①保険調剤におけるポイントカードに関する政府答弁書について（見解）
②保険調剤におけるいわゆる「ポイントサービス」の提供に関する質問主意書
③答弁書

平成 22 年 12 月 3 日
日 本 薬 剤 師 会

保険調剤におけるポイントカードに関する政府答弁書について（見解）

日本薬剤師会としては従前より、保険調剤におけるポイントカードの利用については、一部負担金の支払時にポイントを充てて減免することはもちろん、一部負担金の支払分をポイント付与（提供）の対象とすることは、ともに認められないものと理解しております（平成 22 年 11 月 10 日、日薬業発第 208 号）。

そのような中、平成 22 年 11 月 19 日に藤井基之参議院議員より、保険調剤における「ポイントサービス」の提供に関する質問主意書（第 176 回臨時国会、質問第 115 号）が提出され、同 30 日に同質問に対する政府答弁書が示されました。

これによると、政府見解として、一部負担金の支払に対するポイントの提供について、①それ自体を規制する規定はないが、一部負担金の減額に当たる場合があれば健康保険法の規定に違反すること、②直ちに「保険医療の質の低下」を招いたり、「公的医療保険制度の根幹を揺るがすことに繋がる」とは考えにくいが、今後とも健康保険法等に基づいて保険薬局に対する適正な指導に努めていくーとの考えが示されましたが、これはこれまで厚生労働省が口頭にて説明してきた考え方が改めて示されたものです。

国民皆保険制度は国民の税金や保険料などを財源として運用されるもので、一般的な商取引と同一視することは医療保険制度の根幹を揺るがしかねません。また、一部負担金の支払時にクレジットカードの使用が認められていることから、今回のポイントカードとクレジットカード会社から提供されるポイントサービスが同様であるとの指摘もありますが、クレジットカード会社の提供するポイントサービスが同会社と契約者（患者）との関係であることに対して、保険薬局のポイントカードを介して提供されるポイントサービスは、保険医療提供者と患者との関係であるという点で大きな違いがあると考えています。

したがって、本会としては、保険調剤を対象とするポイントカードを介して行われるポイントの提供および使用はともに一部負担金の減免に当たると認識しており、保険調剤に携わる者として保険薬局および保険薬剤師は、保険調剤におけるポイントサービスの提供は厳に慎むべき行為であると考えます。

保険調剤に従事する会員におかれましては、「健康保険事業の健全な運営を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない」（保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第 2 条の 3 第 2 項、第 9 条の 2）と規定されている意義を改めて認識した上で、日々の業務に励まれることを期待します。

質問第一一五号

保険調剤におけるいわゆる「ポイントサービス」の提供に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月十九日

藤井基之

参議院議長　西岡武夫　殿

保険調剤におけるいわゆる「ポイントサービス」の提供に関する質問主意書

最近、一部の多店舗展開している保険薬局において、保険調剤を行った際、患者から徴収する一部負担金に対し、その金額に応じて、いわゆる「ポイント」を提供するサービスが行われている。

保険診療及び保険調剤に係る一部負担金については、健康保険法第七十四条において規定されており、療養の給付を受ける者は、定められた金額を保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならないとされている。また、一部負担金の減額については、健康保険法第七十五条の二において、災害等特別の事情がある場合以外は認められていない。

なお、ポイントサービスとは、「各種の商品・役務の購入金額あるいは来店回数等に応じて、一定の条件で計算された点数（ポイント）を顧客に与えるサービスである。そのポイントは、（多くの場合）次回以降の商品・役務の購入時などに利用したり、一定数量のポイントを商品券に引き換える。小売業やサービス業（専門店系チェーンストアや、ホテル、クレジットカードなど）で多く行われている。航空会社でも同様のシステムがあり、マイレージサービスと呼ばれる。昨今は、レジ袋が不要の客にポイントを与える事もある。典型例としては「支払額の一％のポイントを付与し、次回以降の支払で一ポイントを一円として利用可

能」というようなサービスが挙げられる。この例の場合、一万円の商品・役務を購入すると百ポイントが付与され、次回以降の来店時に商品代金支払い額から百円を差し引くことができる。」（フリー百科事典「ウィキペディア」より）と一般に理解されている。

そこで、以下のとおり質問する。

一　一部の多店舗展開している保険薬局において、保険調剤に係る一部負担金の支払に当たって、いわゆる「ポイント」を提供していることについて、政府は把握しているのか。

二　保険薬局を利用して「ポイント」を提供された者が、当該保険薬局又は関連保険薬局において、保険調剤に係る一部負担金の支払に当たって当該「ポイント」を充てて減額を求めることは認められないと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　保険薬局において保険調剤に係る一部負担金の支払額に応じて「ポイント」を提供された患者が、当該保険薬局又は関連保険薬局を次回以降利用した場合に、保険調剤に係る一部負担金の支払以外の支払に当たって当該「ポイント」を使用することは、患者にとって費用負担の減額の効果を与えることになり、結果として保険調剤に係る一部負担金の減額に当たると考えられ、認められないと考えるが、政府の見解を

示されたい。

四　保険薬局において保険調剤に係る一部負担金の支払に対する「ポイント」の提供が認められる場合には、保険薬局に対する個別指導や共同指導などにおいて不適切であるとされている過剰な景品類の提供など経済的サービスの提供という行為にも繋がり、健康保険法第七十四条の規定が形骸化することにもなりかねないと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　保険調剤に係る一部負担金の支払に対する「ポイント」の提供は、「ポイントサービス」の多寡による保険薬局の選択に繋がり、保険医療の質の低下を招く恐れがあると考えるが、政府の見解を示されたい。

六　保険調剤は健康保険法等に基づく療養の給付であり、一般的な商取引ではない。従って、保険調剤に係る一部負担金の支払に対する「ポイント」の提供は、公的医療保険制度の根幹を揺るがすことに繋がると考えられる。政府はこれを認めることがないよう対応を取るべきと考えるが、見解を示されたい。

右質問する。

答弁書第一一五号

内閣参質一七六第一一五号

平成二十二年十一月三十日

内閣総理大臣　菅　直　人

参議院議長　西　岡　武　夫　殿

参議院議員藤井基之君提出保険調剤におけるいわゆる「ポイントサービス」の提供に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤井基之君提出保険調剤におけるいわゆる「ポイントサービス」の提供に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのような事例があることは承知している。

二から四までについて

健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の医療保険各法においては、御指摘のような「ポイント」の提供又は使用自体を規制する規定はないが、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第四条第一項等において、保険薬局は健康保険法第七十四条の規定による一部負担金等の支払を受けるものとされ、その減額は許されないことから、「ポイント」の提供又は使用が一部負担金の減額に当たる場合があれば、これらの規定に違反することとなると考える。

五及び六について

保険薬局が担当する療養の給付については、健康保険法等に基づき、その適正な実施を確保しているところであり、御指摘のような「ポイント」の提供が、直ちに「保険医療の質の低下」を招いたり、「公的

医療保険制度の根幹を揺るがすことに繋がる」とは考えにくいが、今後とも、健康保険法等に基づき、保険薬局に対する適正な指導に努めてまいりたい。